

## 星風会居宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人星風会が開設する星風会居宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所（以下「星風会支援センター事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、星風会支援センター事業所の介護支援専門員が要介護状態又は、要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 星風会支援センター事業所における指定居宅介護支援の事業は、次の基本方針に従って行うものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 星風会居宅介護支援センター
- (2) 所在地 栃木市惣社町94番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 兼務 1名 (主任介護支援専門員)

管理者は、星風会支援センター事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う者とする。

(2) 介護支援専門員 3名以上（常勤職員）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 星風会支援センター事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日とする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日まで除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 星風会支援センター事業所の行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、介護支援専門員がその提供にあたる。

(ア) 要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅介護サービス等の種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成する。

(イ) 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス提供事業者その他の者との連絡調整等行う。

(ウ) 当該要介護等が介護保険施設への入所を要する場合は、介護保険施設への紹介その便宜の提供を行う。

(エ) その他居宅サービス計画の達成に必要な事項

1. 介護支援専門員は、通常利用者のご自宅、星風会支援センター事業所相談室において利用者の相談を受けるものとする。

2. 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成に当たっては、MDS-HC方式等に基づく課題分析表を用いて行うものとする。

3. 介護支援専門員は、介護サービス計画の原案に位置づけたサービスについての調整等を図るため、サービス担当者会議を開催するものとする。

4. 介護支援専門員は、第1項各号に規定する指定居宅介護支援を行うため、1月に1度以上利用者を訪問するものとする。

5. 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生省の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、栃木市（旧藤岡町を除く）・下野市（旧国分寺町のみ）・小山市（豊田地区・中地区・穂積地区・桑地区のみ）・壬生町とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第9条

1 星風会支援センター事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内
- (2) 継続研修 年3回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなったあとにおいてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人星風会と、星風会支援センター事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。